

台風21号による被害に関する 何でも無料法律相談のお知らせ

台風21号は、徳島県内の各所に多大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

徳島弁護士会においては、台風21号被害状況に鑑み、下記の日程にて、無料電話相談を実施することといたしました。

今回の災害による被害に関する法律相談（土地や家、車、保険料、借金の返済、銀行関係、会社や事業経営、職場のことなど、災害のためにお困りのこと）であれば、すべて対象となりますので、お気軽にご相談下さい。

日 時 平成30年9月21日（金） 午後3時～午後7時

相談方法 電話相談（20分程度）

088-652-5908（電話相談専用）

相談対象 台風21号による被害に関する何でも法律相談（土地や家、車、保険料、借金の返済、銀行関係、会社や事業経営、職場のことなど、災害のためにお困りのこと）全般

相談料 無料

事前予約 不要

問い合わせ先 徳島弁護士会（電話 088-652-5768）

※ 徳島弁護士会においては、通常法律相談においても、今回の台風被害に関する相談をお受けしています。相談内容や相談者の資力等によっては、有料相談だけでなく、無料相談もありますので、詳しくは、徳島弁護士会事務局（月曜～金曜 午前9時～午後5時 電話088-652-5768）までお問い合わせ下さい。